

企業における「働き方改革」 の基盤づくりについて

平成29年2月
東北経済産業局

中小企業と大企業

- 全事業者数の99.7%（山形は99.8%）が中小企業、全従業員の約70%（山形は約90%）が中小企業に就業。
- 中小企業の中にも、生産性の高い、稼げる企業は存在する。製造業では約1割、非製造業では約3割の中小企業が大企業の平均以上。

事業者数・従業員数（2014年）

	事業者数 (全国)	事業者数 (山形)	従業員数 (全国)	従業員数 (山形)
大企業	1.1万者 (0.3%)	64者 (0.2%)	1,433 万人 (29.9%)	3.3万人 (9.8%)
中小企業	380.9 万者 (99.7%)	4.1万者 (99.8%)	3,361 万人 (70.1%)	29.9万人 (90.2%)
うち小規模事業者	325.2 万者 (85.1%)	3.6万者 (87.8%)	1,127 万人 (23.5%)	11.8万人 (35.5%)

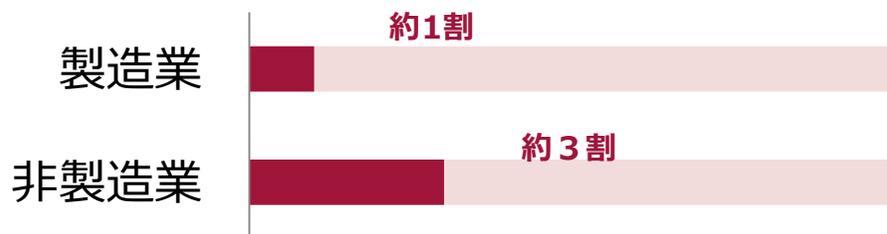
資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」再編加工

中小企業数の推移

	事業者数 (全国)	事業者数 (山形)
1999年	483万社	—
2006年	419万社	4.8万社
2014年	380万社	4.1万社

資料：2016年中小企業白書

大企業平均よりも生産性の高い中小企業の割合



資料：2016年中小企業白書

- 1. 中小企業等経営強化法**
- 2. よろず支援拠点**
- 3. 下請等中小企業の取引条件の改善**
- 4. 「ダイバーシティ経営」の推進**

1. 中小企業等経営強化法

○中小企業等の生産性を高めるための「中小企業等経営強化法」が2016年7月に施行。

○本法では、生産性向上策（営業活動、財務、人材育成、IT投資等）を業種毎に「事業分野別指針」として策定・現在までに製造業のほか、卸・小売、外食・中食、宿泊、医療、介護等14分野で策定済み。

○認定を受けた事業者は、固定資産税の軽減措置、金融支援、補助金申請時に加算等の支援措置を受けることができる。今後、IT投資、設備投資、人材投資への支援強化についても検討。

【事業分野別指針(14)と所管省庁】

- ▶ 製造業、卸・小売業：経産、財務、農水省等
- ▶ 旅館業、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設業：国土交通省
- ▶ 外食・中食、旅館、医療、介護、保育、障害福祉：厚生労働省
- ▶ 外食・中食：農林水産省
- ▶ 有線テレビジョン放送業、電気通信（総務省）

事業分野別 経営力向上推進機関

- 例
- ・事業者団体
 - ・同業者組合 等

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険特会からの支援を受けることが可能。

主務大臣 (事業分野別指針の策定)

提出先
(例) 経産省：各地方の経済産業局

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

〔 中小企業・小規模事業者
中堅企業 〕

【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減
- ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援

経営革新等支援機関

例

- ・税理士、公認会計士、弁護士
- ・商工会議所・商工会
- ・地域金融機関 等

※事業分野別指針が策定されていない分野においては、基本方針に基づいて申請が可能。

1. 中小企業等経営強化法

—新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例—

○中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減。

○史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字企業にも大きな減税効果が期待。

適用期間

【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】

※中小企業等経営強化法（別紙）の施行日（平成28年7月1日）以降に取得した資産が対象

特例対象・内容

制度



中小企業者
(赤字法人含む)

策定

経営力向上計画
(設備投資・人材育成・経営手法改善等)

認定

事業所管
大臣



記載された

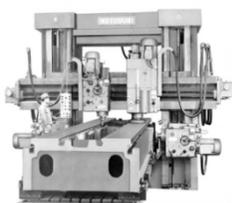
経営力向上設備



特例措置

(生産性向上設備に係る)
固定資産税の特例
1/2軽減(3年間)

対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型（NC）複合加工機

【支援対象】

➤ 中小企業者（※）が**経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）**

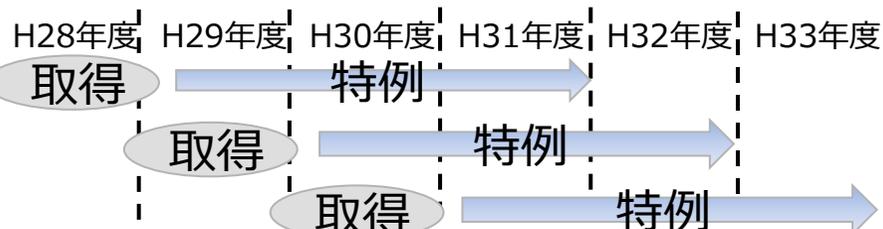
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

➤ **生産性を高める機械装置**が対象

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）のうち、①、②を満たした**機械装置が対象です**。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。

【特例】

➤ 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。

1. 中小企業等経営強化法

－中小企業等経営強化法の認定状況－

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成28年12月31日現在、10,101件を認定している。（経済産業省：8,263件、国土交通省：678件、農林水産省：618件、厚生労働省：274件、国税庁：70件等）

<認定事業者の内訳（10,101件）>

(業種別)

- 製造業：7,778件
- 卸・小売業：471件
- 建設業：488件
- サービス業(他に分類されないもの)：217件
- 医療、福祉業：204件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：201件
- 情報通信業：196件
- 学術研究、専門・技術サービス業：191件
- 生活関連サービス業、娯楽業：100件
- 宿泊業、飲食サービス業：53件
- 不動産業、物品賃貸業：56件
- 農業・林業：48件
- 運輸業、郵便業：48件
- 鉱業、採石業、砂利採取業：25件
- 教育、学習支援業：20件
- 漁業：3件
- 金融業、保険業：2件

(地域別)

- 北海道：202件
- 東北：373件
○東北経済産業局認定分：282件
-青森:32件 -岩手:28件 -宮城:53件 -秋田:29件 -山形:147件 -福島:84件
- 関東：3,779件
-茨城:197件 -栃木:169件 -群馬:238件 -埼玉:363件 -千葉:215件
-東京:1,042件 -神奈川:444件 -新潟:259件 -山梨:37件 -長野:349件 -静岡:467件
- 中部：1,689件
-富山:132件 -石川:151件 -岐阜:259件 -愛知:996件 -三重:151件
- 近畿：2,197件
-福井:89件 -滋賀:106件 -京都:236件 -大阪:1,012件 -兵庫:574件
-奈良:97件 -和歌山:82件
- 中国：671件
-鳥取:41件 -島根:30件 -岡山:191件 -広島:292件 -山口:117件
- 四国：333件
-徳島:51件 -香川:126件 -愛媛:114件 -高知:42件
- 九州・沖縄：857件
-福岡:315件 -佐賀:61件 -長崎:66件 -熊本:116件 -大分:97件
-宮崎:82件 -鹿児島:76件 -沖縄:44件

2. よろず支援拠点

相談は何度でも無料！

■事業目的

・地域の支援体制を強化するため、平成26年度から、**地域の支援機関と連携しながら様々な経営相談に対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備。**

・チーフ・コーディネーター1名とサブ・コーディネーター数名を配置し、①総合的・先進的アドバイス・②支援チーム等編成支援・③ワンストップサービスを実施（必要に応じて、専門家派遣を活用）。

・また、拠点の能力向上、活動支援、評価、拠点間連携等を図るための全国本部（中小機構）を設置し、活動をサポート。

■よろず支援拠点の具体的な業務

①総合的・先進的アドバイス

商工会議所・商工会、認定支援機関等の支援機関だけでは十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示。フォローアップも実施。

②支援チーム等編成支援

中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援（チーム編成、支援、フォローアップを実施）。支援チーム編成のため、複数の支援機関、公的機関、企業OB等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手先等と調整を実施。

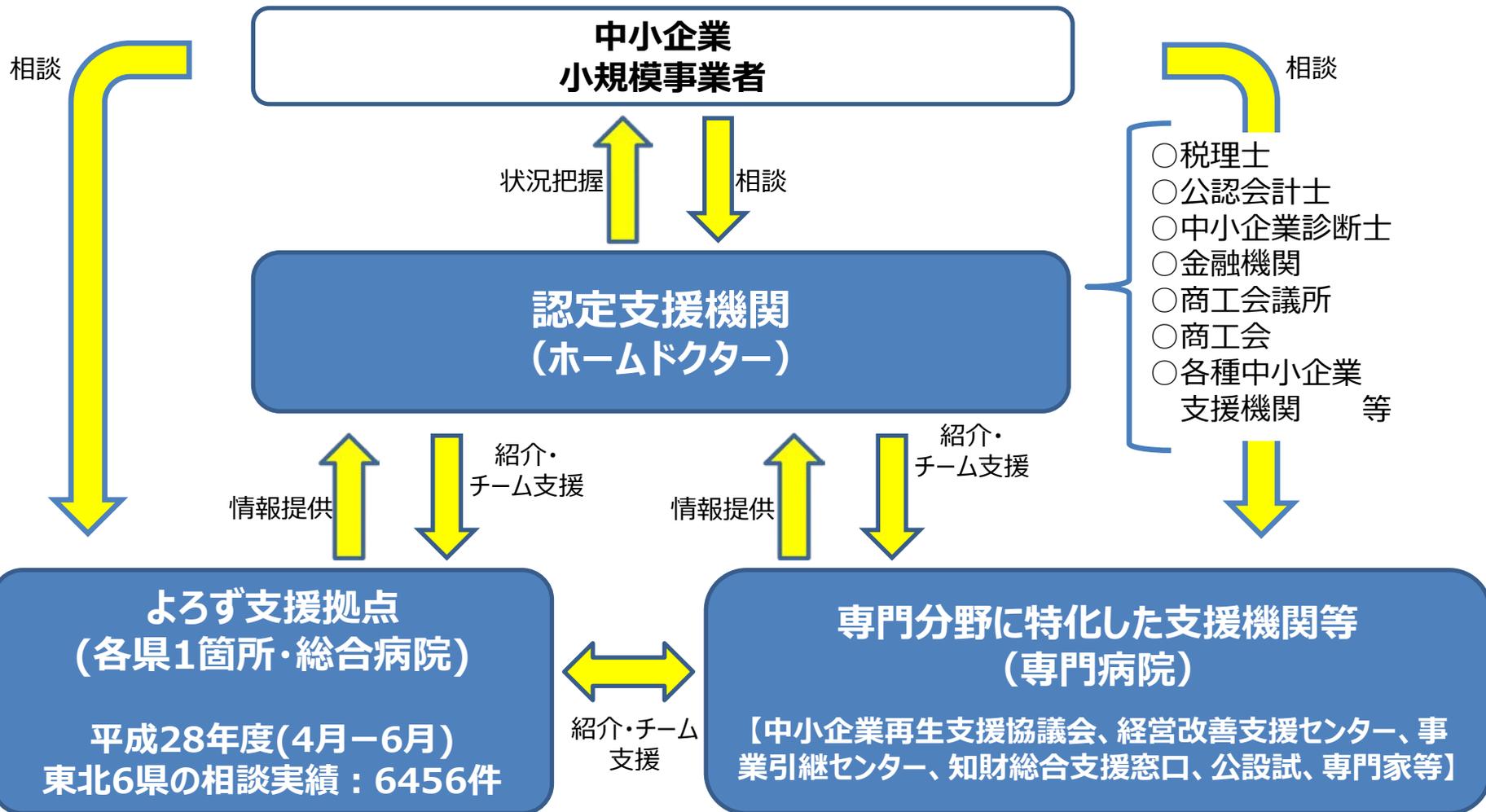
③ワンストップサービス

支援機関等との接点が無く相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じる。①と②による支援を実施する他、相談内容に応じて、支援機関・専門家を紹介する等、適切な支援が可能な者につなぐ。

2. よろず支援拠点

—認定支援機関、よろず支援拠点、専門的支援機関連携による支援体制—

地域における支援機関間の連携の強化（ノウハウ共有、チーム支援等）

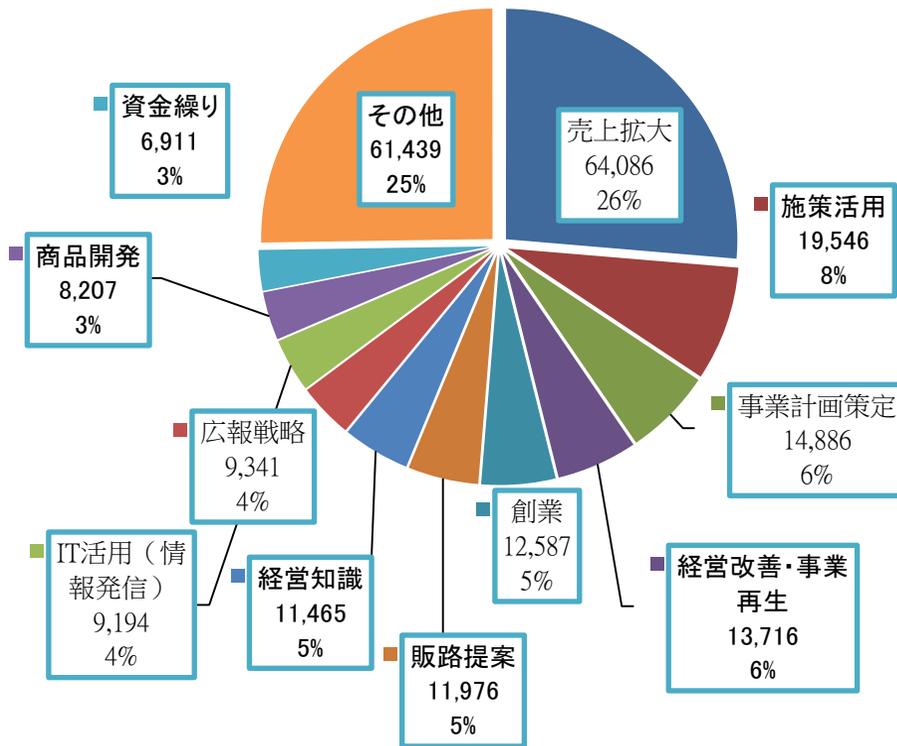


2. よろず支援拠点

—平成27年度 よろず支援拠点事業の実績—

- 平成28年3月末時点で、243,354件（月平均約431件）の相談対応を行っており、来訪相談者数も77,559件（月平均約137件）にのぼっている。
- 具体的な相談内容は、拠点で力を入れている「売上拡大」が約26%、「施策活用」が約8%となっている。
- 相談者への満足度調査では、満足・やや満足を合わせて88.5%と多くの相談者から評価。

平成27年度 課題別相談内容数 年間分



＜主な支援事例＞

- 「企業の強みを活かした新商品開発」や「商品の強みを活かしたデザイン改良・メディア等でのPR」等を支援し、販路を開拓して売上拡大に繋がった。
- 「事業計画の策定」や「金融機関等への紹介・説明」等を支援し、資金調達に繋がった。
- 商工会議所等の他機関からの紹介を受けて対応した事例や連携チームを作って対応した。
- これまで支援機関との繋がりがなく、どこにも相談できていなかった事業者から相談を受け、適切な支援機関によるフォローに繋がった。

など



東北地域のよろず支援拠点

9名

秋田県よろず支援拠点

【実施機関】あきた企業活性化センター
【チーフコーディネーター】小室秀幸((株)小室経営コンサルタント)
【電話】018-860-5605

11名

青森県よろず支援拠点

【実施機関】21あおり産業総合支援センター
【チーフコーディネーター】加藤哲也(ケイ・シグナル)
【電話】017-721-3787

8名

山形県よろず支援拠点

【実施機関】山形県企業振興公社
【チーフコーディネーター】成澤郁夫(山形県企業振興公社)
【電話】(山形) 023-647-0708
(米沢) 0238-40-0764
(庄内) 0235-23-2200

8名

岩手県よろず支援拠点

【実施機関】いわて産業振興センター
【チーフコーディネーター】星野剛((株)エイチエムシー)
【電話】019-631-3826

13名

福島県よろず支援拠点

【実施機関】福島県産業振興センター
【チーフコーディネーター】渡辺正彦(東邦信用保証(株)、福島大学つくしまふくしま未来支援センター)
【電話】(郡山) 024-954-4161
(福島) 024-525-4064

11名

宮城県よろず支援拠点

【実施機関】宮城県商工会連合会
【チーフコーディネーター】田中宏司(ダイミツケジネブレイ)
【電話】(連合会) 022-225-8751
(上杉分室) 022-393-8044

※各県コーディネーターの人数はチーフコーディネーターを含む。

3. 下請等中小企業の取引条件の改善

—取引条件改善のための調査の実施—

- 大企業や中小企業に大規模調査を行うとともに、下請等中小企業ヒアリングを実施した。

<企業に対する下請取引等の実態調査（平成27年12月～平成28年3月）>

①大企業 1万5千社以上に対する書面調査

⇒政労使合意を「知っている」は42.2%、「知らない」が57.8%

⇒利益増加分の用途としては「設備投資」44.2%、「現預金増」32.2%、「従業員の賃上げ」が31.2%で、「取引条件改善」はわずか3.1%（上位3つまでを選択回答）

②中小企業 1万社程度に対するWEB調査

⇒原材料・エネルギーコストの価格転嫁 「必要」36.6% このうち 「転嫁できなかった」30.2%

③下請等中小企業へのヒアリング及びアンケート調査

⇒このうち、経済産業省関係では、2～3月で200社程度の下請等中小企業を訪問し、ヒアリング調査を実施

「合理的な説明のない原価低減要請を受ける！」

「金型を廃棄させてもらえず、保管費用も負担してくれない！」

「手形での支払が多い！」等の声

3. 下請等中小企業の取引条件の改善

—取引条件改善に向けた情報提供・広報—

- 中小企業による価格交渉のための情報提供や、大企業・親事業者向けの啓発広報を積極的に実施している。

① 下請事業者の価格交渉サポート

- 典型的な問題事例を示した事例集を作成。親事業者に周知、徹底する。
- 親事業者との価格交渉で必要となるノウハウのハンドブックを作成。
- 価格交渉ノウハウのセミナー（全国200ヶ所）や個別相談を実施。

※セミナーは、団体や組合ごとに講師を派遣する等の対応が可能。

ご要望があれば、

下請かけこみ寺「価格交渉サポート相談室」 0120-735-888 まで。

<https://www.zenkyo.or.jp/kakakusupport/seminar.htm>

② 積極的な政府広報と啓発

- 様々な機会を捉えて、取引条件の改善に向けた積極的な広報を実施。
 - ドラマ「下町ロケット」を題材にした1面広告を掲載
 - 大企業向けの広報チラシを作成・配布 →→

中小企業庁からのお知らせ

型^{*}を無償で保管・管理させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の型を指しています。

⚠ 法令違反となる可能性があります！
置産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させる等、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンス等を無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

こんな取引を目指しませんか？

- 型の廃棄や引き取りの基準（一定期間の経過など）や手続きを明確に定め、発注者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる。
- 廃棄または継続保管をする場合は、発注者が必要なコストを負担するよう、契約を締結する。（参考：（一社）日本鋳造協会作成「鋳物用貨と模型の取り扱いに関する覚書」）
- 型の保管費用について取り決めがない場合、受注者と発注者で十分な協議をする。

（本件に関する問い合わせ先） 中小企業庁 下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618

未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」 (2016年9月15日発表)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現する。
- (2) 親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用 (横軸)

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】【平成28年12月 改正済】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【平成28年12月 改正済】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等)【平成28年12月 新たな通達発出済】
下請代金法の調査・検査の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。【年度内に実施】

業種別の自主行動計画の策定等 (縦軸)

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。【年度内に策定】
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。【年度内に改訂】

4. 「ダイバーシティ経営」の推進

- 様々な規模・業種の企業における「ダイバーシティ経営」(※)への積極的な取組を「経済成長に貢献する経営力」として評価し、ベストプラクティスとして発信。
- 同時に、特色あるダイバーシティ経営の実践手法、成果を紹介するセミナー等を開催。

「多様な人材(※1)を活かし、その能力(※2)が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」のこと。

(※1)「多様な人材」とは、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観などの多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などに関する多様性も含む。

(※2)「能力」には、多様な人材それぞれの持つ潜在的な能力や特性なども含む。

「ダイバーシティ経営企業選」

- ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけている企業の先進的な取組を発信し、取組のすそ野を拡大すること目的として、経済産業大臣表彰を実施。
- 平成24年度から取組を開始。これまで全国で174社(大企業:93社、中小企業:81社)を選定。
- 東北地域では、これまで以下の企業を選定。
 - (株)マイスター(山形県寒河江市)(製造業)
 - (株)セレクティー(仙台市)(教育・学校支援業)
 - (株)佐藤金属(宮城県岩沼市)(卸売業)
 - (株)門間筆笥店(仙台市)(製造業)

普及啓発事業 MeetUP!

- 平成28年度の取組として、「ダイバーシティ経営」の実践手法、成果等を紹介するセミナー「MeetUP!(ミートアップ)」を全国17カ所で開催。
- 東北地域では、以下4カ所で開催。
 - 9/1 セミナー「企業成長の秘訣 ダイバーシティ経営のススメ」(於:福島県いわき市)
 - 9/16 「人財獲得セミナー 人口減少社会における経営術」(於:青森県八戸市)
 - 10/13 「女性活躍の現場を体感!企業見学バスツアー」(於:宮城県岩沼市、山形県寒河江市)
 - 11/11 「ダイバーシティ推進シンポジウム 本気で取り組む女性活躍」(於:仙台市)

4. 「ダイバーシティ経営」の推進

—普及啓発事業“MeetUP!”の事例—

「ダイバーシティ推進シンポジウム 本気で取り組む 女性活躍」

日時：2016年11月11日（金） 13:00-15:30

場所：エル・パーク仙台 ギャラリーホール（宮城県仙台市）

講演：「ダイバーシティが企業を変える」 講師：カルビー(株) 代表取締役会長 兼CEO 松本 晃 氏



4. 「ダイバーシティ経営」の推進

—普及啓発事業“MeetUP!”の事例—

「女性活躍の現場を体感！企業見学バスツアー」

日時：2016年10月13日（木） 9:30-18:00

訪問先①：株式会社佐藤金属（宮城県岩沼市）

訪問先②：株式会社マイスター（山形県寒河江市）

特別添乗員：株式会社博報堂／リーマプロジェクト代表 田中 和子 氏

(株)佐藤金属様 見学の様子



(株)マイスター様 見学の様子



バス車内のセッションの様子

